

令和7年第4回
美唄市議会定例会会議録
令和7年12月8日(月曜日)
午前10時00分 開会

都市整備部長 庄 司 修 君
市立美唄病院事務局長 藤 井 俊 禎 君
消 防 長 後 藤 博 昭 君
総務部総務課長 平 野 太 一 君
総務部総務課長補佐 上 村 名 津 美 君

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 議案第99号 契約締結の件(総合体育館空調設備改修工事)
第3 一般質問

教 育 長 石 塚 信 彦 君
教 育 部 長 杉 本 竜 一 君

選挙管理委員会委員長 中 田 礼 治 君
選挙管理委員会事務局長 堀 澤 宏 史 君

◎出席議員 (14人)

議 長 谷 村 知 重 君
副議長 楠 徹 也 君
1番 永 森 峰 生 君
2番 伊 原 潤 司 君
3番 江 川 いつみ 君
4番 海 鉾 則 秀 君
5番 古 賀 崇 之 君
6番 吉 岡 建 二 郎 君
7番 本 郷 幸 治 君
8番 齋 藤 久 美 夫 君
9番 山 上 他 美 夫 君
10番 森 明 人 君
11番 川 上 美 樹 君
13番 松 山 教 宗 君

農業委員会会長職務代理 田 中 政 幸 君
農業委員会事務局長 五十嵐 健 太 郎 君

監 査 委 員 福 地 英 敏 君
監 査 事 務 局 長 高 橋 修 也 君

◎欠席説明員

農業委員会会長 畑 雄 二 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 門 田 昌 之 君
次 長 新 宗 晃 君

午前10時00分 開会

●議長谷村知重君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

農業委員会会長畑雄二君は本日、都合により欠席のため、会長職務代理田中政幸君が代理出席いたします。

◎出席説明員

市 長 桜 井 恒 君
副 市 長 土 屋 貴 久 君
総 務 部 長 村 上 孝 徳 君
市 民 部 長 児 玉 ゆかり 君
保 健 福 祉 部 長 谷 村 泰 尚 君
経 済 部 長 佐 藤 剛 司 君

●議長谷村知重君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

4番 海鉦則秀議員

5番 古賀崇之議員

を指名いたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第2、議案第99号契約締結の件(総合体育館空調設備改修工事)の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) ただいま上程されました議案第99号契約締結の件(総合体育館空調設備改修工事)について、ご説明申し上げます。

本件は、総合体育館空調設備改修工事の施工について、議案に記載のとおり契約しようとするもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました議案第99号については、大綱質疑にとどめ、所管の委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これより、議案第99号について、大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、大綱質疑を終結いたします。

よって、議案第99号は、総務・文教委員会に付託の上、審査することにいたします。

●議長谷村知重君 次に日程の第3、一般質問

に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

3番江川いつみ議員。

●3番江川いつみ議員 令和7年第4回定例会において、大綱3点について市長に質問いたします。

質問するに当たり、二つほど申し添えたいことがあります。一つは、10月に開催した議会報告会において、参加した市民より議場において、市民の代表である議員が市長に対し、へり下り、謙譲語を使うべきではないと示唆を受けました。私はこの市民の声に添いたいと思っております。それから二つ目は、本定例会では、私が準備していた質問に関連し、土曜、日曜の新聞等の報道により、用意した原稿を平然として読むわけにはいかないと思う事態が起きました。市長におきましては、今日この時点での現状に見合うご答弁をお願いしたいと思っております。

それでは始めます。現在、第7期美唄市総合計画後期基本計画の策定中であり、パブリックコメントの集約中であると承知しております。若干ではありますが、後期基本計画素案に照らしながら質問します。

最初に、広聴行政の協働のまちづくりについて質問いたします。計画では施策の26、協働のまちづくりに当たります。協働のまちづくりにおいて大切だと思うのは、素案の中の施策の展開方向にある双方向の情報共有と市民意見の反映という項であり、フィードバックの在り方がポイントであると考えております。私は、これまで市長が就任以来、大変重視されている「対話から始まるまちづくり」「市民との対話」という施策に期待をして、

一定の評価をしております。ポピュリズムに陥ることなく、職員を同席させることで、職員の勉強や市民との信頼関係を築く機会となり、より迅速に施策に生かすことができるのではないかと、市長の真意を正してまいりました。市民は、その場で話されたことをその気にしてしまうということも話しました。市民からは「市長の話は明快で分かりやすい」という声と同時に「意見を言ったが、その後どうなったのか分からない」「聞きっ放しで終わってしまっているのではないだろうか」「毎年同じ質問を繰り返していることがむなしく感じる」などという声も届いていることは事実でございます。市民との対話に対するフィードバック、いわゆる結果報告がないため、協働のまちづくりの理念が十分に実感できないのだろうと思います。対話によるまちづくりにおいても、PDCAサイクルを取り入れ、政策形成のプロセスとして十分に機能させることが必要であろうと考えます。

そこで質問いたします。

一つ目に、市民との対話で得た意見をどのように整理し、庁内で共有し、政策に反映させているのか。

二つ目に、その反映状況や成果を市民にどのようにフィードバックしているのか。

三つ目に、市民との対話の成果を評価し、次年度の政策や対話の改善にどう生かしているのか。広聴行政に関しては、以上の3点です。

次に、交通行政の地域公共交通について質問いたします。計画では施策22の公共交通に当たります。昨日の道新3面に「美唄市民バス、路線再編急務」という見出し記事が掲載されていきました。市民としては、かなり心配にな

る内容でありました。今年の第1回定例会において、同僚議員のAIデマンドバス「のるーと美唄」の実証実験について発言の一部が取り消されたことが思い出されます。私はこのたびの質問において、最近、タクシー運行や民間タクシーを使っている移送サービスに関する市民の困り事の相談が続いたこと、オープンディスカッションにおいても、毎年タクシー運行についての課題や不安の声が上がること、また、これまでの美唄市地域公共交通計画や総合計画の前期基本計画にはなかったタクシーの課題が後期基本計画の素案に掲載されたことなどから、戸口から戸口の公共交通があればという市長の思いが反映しているものだと評価し、質問に至ったものでした。しかし、このたびの報道や素案の現状と課題を見れば、タクシー以外の地域公共交通も潤沢でないことは明確であります。タクシー会社1社の撤退やバス会社1社の指名停止なども相まって、様々な問題が絡み合っている現状が見えてきました。公共交通は、単なる移動手段ではなく、医療・福祉・買物・地域コミュニティを支える基盤です。運転士不足や財源制約を理由にサービスが縮小されれば、生活の質の低下や地域の孤立を招きかねません。というかもう既に招いていると言っても過言ではありません。美唄は福祉のまちです。障がい者も多く生活していますし、高齢化率も44%を超えています。面積も広く過疎化し、車の運転免許を返納してしまったら、社会とのつながりが切れてしまうことを心配されている方もいます。家族に頼るにも、高齢者のみの世帯、単身の世帯ばかりです。まさに市民の健康と生活に直結しています。市民の声

を踏まえ、これからの地域交通のモデルになるような持続可能な交通施策の再構築が必要であると考えます。

そこで、質問いたします。質問は発言通告のままです。

一つ目に、市民から寄せられる交通に関する意見をどのように整理し、政策に反映しているのか。

二つ目に、運転者不足に対して、市はどのような人材確保策を検討しているのか。

三つ目に、戸口から戸口の移動を確保するためにどのような仕組みを導入することを考えているのか。

四つ目に、持続可能な交通サービスを整備するために、官学協働での取組などは考えているのか。交通行政については、以上の4点です。

最後に、福祉行政の美唄市地域防災計画の要配慮者について質問いたします。計画では、施策23の防災に当たります。素案の現状と課題では、地域力の衰退により自主防災組織などの共助には限界があり、公助としては各自が適切に避難できるよう、情報の発信ということにとどまっているように見えます。平成30年に改定された美唄市地域防災計画は全部で246ページもあり、容易に読み切れるものではございませんが、その中にある市、市民、事業所の責務という表示であります。責務において、市民や事業所が果たすべき役割は大変多いです。議会報告会において、2年間にわたり民生委員を担う市民から避難行動要支援者名簿や個別避難者名簿、そして個別避難計画がどこまで進んでいるのか分からない、このままでは民生委員として十分な役割が果た

せないという声をいただいております。高齢者や障がい者など、自力で避難が困難な方にとって災害時に誰がどのように避難するかを事前に決めておくことは、命を守るために不可欠です。また、災害時の支援が十分機能するためには、平時からの情報共有と夜間は役割分担が重要です。このことについては、防災計画の中に市の責務として明記されております。「平時から災害時の対応についてコミュニケーションを取り「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものとするよう努めるものとする。」そして市民の責務としては、「要配慮者への配慮」とされています。

災害時の要配慮者というと、福祉部門、危機管理部門に加え、外国人部門や観光部門など、垣根を越えての連携も欠かせません。個人情報と災害時の安全確保をどう両立させるのか、そして地域の担い手とどう協働するのが大きな課題です。

そこで質問します。

一つ目に、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の整備はどの程度進んでいるのか。

二つ目に、個人情報保護と災害時の安全確保を両立するために、市はどのようなルールや仕組みを検討しているのか。

三つ目に、民生委員や地域住民、福祉事業者などと情報を共有し、実際の避難支援につなげるための協定や仕組みの導入をする考えはあるのか。

四つ目に、個別避難計画の作成を進めるために、まず福祉施設などでモデル計画を作成し、段階的に広げることなど検討しているの

か。福祉行政については、以上の4点です。当初の質問は以上です。

●議長谷村知重君 市長。

(再質問の答弁が読み上げられ質問者から発言あり)

●議長谷村知重君 暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

江川議員の質問に対する市長の答弁から始めます。

●市長桜井恒君(登壇) お時間をいただき、大変失礼しました。

江川議員の質問にお答えします。

広聴行政についてであります。私は就任時より「皆がときめく未来を語り合うまち」として、全ての市民が我がこととして、まちに暮らすことの安心や希望を話題に語り合う状態を目指す上で、市民の声を聞き、対話の機会を設けることは必要な取組であると考えております。市民の皆さんからいただいたご意見につきましては、各担当部署に情報提供を行い、必要性や効果、他市の状況、財源の確保などを検討し、関連部署とも十分な協議を行った上で政策に反映し、広報紙など様々な媒体の活用により、情報のフィードバックを行っているところであります。これまでいただいたご意見の主なものとしたしましては、「子ども医療の充実」「保育環境の充実」「間口除雪の拡充」「地域交通の確保」などがあり、私の公約と重複するものもありますが、市民

の皆さんの声を踏まえ、実現に向けた取組を進めており、市立美唄病院における小児科常勤医師の確保や、間口除雪の対象要件拡充、のるーと美唄の実証事業などが実現に至ったところです。

また、市民の皆さんとの対話における成果や評価、次年度以降の対話の改善についてありますが、対話の場として提供しているオープンディスカッションについては、各会場でアンケートを実施し、市民の皆さんの意見を伺っておりますが、「説明が分かりやすい」「市政の知らないことを知る機会となった」など、おおむね好評な意見をいただいていることから一定の評価を得ていると考えており、アンケートを基に引き続き活発な対話の場となるよう、翌年度以降における市民対話の機会の在り方について改善を図ってまいります。

次に、地域公共交通についてであります。人口減少や高齢化により移動ニーズが変化していることから、市民バスや乗合タクシーに加え、昨年10月より、地域公共交通計画に基づき、新たにA I デマンドバスの実証運行を組み合わせ、市民の移動手段の確保に努めております。議員ご指摘の「タクシー運転手の不足」につきましては、タクシー事業者を取り巻く経営環境の変化や、採算面での課題により、地域で担われてきたサービスが十分に提供できない場面もあるものと認識していることから、事業者との課題共有と解決策の検討を進めてまいります。このような現状を踏まえ、初めに、市民意見の政策への反映につきましては、アンケートやA I デマンドバスのデータ、運行事業者からのご意見などを収集・整理し、地域公共交通活性化協議会にお

いて協議の上、政策に反映してまいります。

次に、運転手不足につきましては、市民バスやA I デマンドバスなどの公共交通に支障を来す影響は生じておりませんが、タクシー事業者が運行主体である移送支援サービスなどについては、事業者と協議しながら取り組んでいるところであります。

次に、戸口から戸口への移送支援や官学協働につきましては、A I デマンドバスの実証運行の結果や、地域ごとの移動ニーズを把握した上で、関係者の皆様と合意形成を図りながら、慎重に検討してまいります。

次に、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の整備状況についてであります。避難行動要支援者名簿につきましては、美唄市地域防災計画に基づき、整備済みであります。個別避難計画につきましては、現在、避難行動要支援者名簿を基に避難行動要支援同意者名簿に関する整理を行っており、令和7年度末までに終了する予定となっております。令和8年度から順次必要な方の個別避難計画を作成する予定であります。

次に、個人情報保護と災害時の安全確保を両立させるための市のルールや仕組み導入の検討及び避難支援のための協定や仕組みづくりについてであります。避難時における支援機関や支援団体等と協力し、個人情報保護の留意事項について共有しながら、平時から見守りや情報収集に対する支援体制構築についての取組を進めてまいります。また、要配慮者の中には外国人も含まれていることから、様々なコミュニケーションツールを活用した意思疎通支援も同時に行ってまいります。

次に、福祉施設などによるモデル計画の策

定についてであります。福祉施設等との情報共有は、災害時において有効な支援手段であることから、各施設等と十分に協議を重ねてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 江川議員。

●3番江川いつみ議員 それぞれに再質問します。

まず、広聴行政の協働のまちづくりについて、質問いたします。市長が市民との対話を政策形成の参考にしているということはよく分かりました。ここでは、まちづくり目安箱や市長室での対話については除きたいと思いますが、オープンディスカッションでいただいた意見に対する結果報告をしないことは、協働という意味では、やはり聞きっ放しということになるのではないかと私は考えます。オープンディスカッションという名称の下に、市民は自分以外の市民の声も聞きたいと思って参加しています。そして自分の意見も評価されることを望んでいます。また、参加できない市民もそれを共有し、できれば一緒にまちづくりのプロセスに関わりたいと考えています。私たち市議会も開かれた議会を目指し、議会報告会を開催しておりますが、議会として責任ある発言に尽くすため、発言者をできるだけ議長や委員長に限っております。また、議会だより別冊を発行して、検討結果を広報メロディーとともに市民に配布しています。市政についての質問については、その正確性が問われるため、執行部局の協力も得て、課題を共有しています。その際、報告会で出された一部の質問や意見だけを取り上げる不公平をなくし、透明性を持って、市民と情報の共有をしているつもりでございます。特に最

近の議会報告会においては、前回の検討結果を持参して、それと照らしながら、その後の経過を確認するという厳しい姿勢も見受けられますが、市民の市政や議会活動への関心の高まりであり、これは成果であるとありがたく感じております。オープンディスカッションにおいても、市民が望んでいるのは透明性です。市民が市政に関心を持ち、フィードバックできる、ここまで進んでいる、これはどうも難しいらしいというようなことが分かる。そういうことが協働のまちづくりには欠かせず、また、文字に残ることによって、忙しい時間を割いて、勇気を持って市民が発言した意義があります。市政執行の継続性が文字になることによって、市政執行の継続性が市民の担保となり、安心にもつながります。そこで是非、このことに対する市長のお考えをお聞きしたいと思います。

交通行政の地域公共交通について、再質問いたします。美唄市民が体感しているタクシー、戸口から戸口のサービス、タクシーの不便の原因は全国的な課題となっている運転手不足からくるものだと思いますが、先ほどの説明では採算面の問題から、タクシー事業者が運行台数を制限していると認識してもよろしいでしょうか。タクシー会社に電話をしてもつながらない。早朝・夜間など、バスの走らない時間帯を補うタクシーがない。タクシーは予約できないので、必要なときに利用できない。移送サービスに断られ、夏場は車椅子を押して病院に通ったが、冬場を考えると不安だ。さらに、オープンディスカッションの中では、これは茶志内でしたか、高齢家族と暮らしており、救急搬送された家族に同

行したが帰宅する方法がなく、途方に暮れた。これは西美唄でしたか、市外で友人と親交深めたいと思っているが、タクシーがないのでどうすることもできない。ほかにも高齢となり免許証を返納すべきと思うが、現状では難しいなど、移動手段に対する不安の声が各所から寄せられております。バスがないからタクシーを使うということはあっても、タクシーがないからバスで行くということはなかなかありません。これから積雪時期に入ります。市民の不安は高まります。市民生活に及ぼす影響は確実に増えます。このことについて、市長の認識や今後の市としての考え方をお聞きします。

最後に、福祉行政について2点再質問いたします。避難支援のための協定や仕組みづくりについてであります。情報提供に対する同意を得る際、どのような人に情報を提供するのかを限定すると思います。その際に、民生委員や消防団員など、災害対策基本法や地方公務員法により守秘義務が課せられている場合は問題にはなりません。自主防災組織や町内会など守秘義務を負わない支援者に対しては、災害時の避難以外の用途で使用したり、同意を得た人以外に情報が漏えいしないような協定やルールが必要だと考えます。例えば、岩見沢市では「避難行動要支援者制度の手引き(町内会・自治会、民生委員用)」というものを作成して、その中に名簿と個人情報の取扱いについて明記されております。

そこで質問いたします。

地域防災計画の中にもあるのですが、個別避難者名簿等の情報提供範囲をどこまでに限定すると想定しているのか。

二つ目に、美唄市として、守秘義務を負う関係者以外への情報提供を行う場合、どのような対応を考えているのか。再質問は以上でございます。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 江川議員の質問にお答えします。

市民との対話における意見の進捗についてではありますが、私は市民との対話においては、市民が自由に発言できる機会を提供することで、活発な意見の交換ができるものと考えているところでもあります。その機会を損なわない形での意見の公表となりますと、個人が特定されないような状態にすべく、情報精査が必要となることから、現状、広報紙やホームページに掲載している内容が公表できる範囲であると考えておりますが、ご提案いただいた検討結果の公表につきましては、市民に分かりやすい形での公表方法の実現に向け、参考とさせていただきたいと考えております。今後におきましても、「皆がときめく未来を語り合うまち」の実現に向け、市民の皆さんとの対話の機会を設けるとともに、いただいたご意見につきましては、まちづくりに生かしていくよう取り組んでまいります。

次に、公共交通としてのタクシーについてではありますが、タクシーの運行につきましては、市内の需要状況や事業者の採算面が影響しているものとの認識であり、事業者より運行状況の説明を受けているところでもあります。深夜・早朝の対応をはじめ、市として即時に対応を講じることは難しい面がありますが、引き続き、事業者との情報共有を図りながら、地域の実情を踏まえた解決を目指してまいり

ます。

次に、個別避難名簿等の情報提供範囲についてであります。美唄市地域防災計画で定めております、消防・警察・民生委員・児童委員・美唄社会福祉協議会・自主防災組織のほか、町内会など必要に応じて、避難支援等の実施に携わる関係者に対し、名簿提供することを想定しております。

次に、守秘義務を負う関係者への情報提供についてであります。情報提供に関する同意をいただいた要配慮者の個人情報漏えいすることのないよう、取扱いに関する手引きなどを整備し、個人情報の取扱いについて周知徹底に努めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 江川議員。

●3番江川いつみ議員 再々質問させていただきます。冒頭で、新聞等の報道について触れさせていただきました。そのことにも関わります。質問させていただきたいと思えます。

まずは協働のまちづくりについてであります。先ほどのご答弁では、検討結果の公表については、参考にさせていただくということでありました。そして、できる理由、できない理由としては「市民に自由に発言できる機会を持ってもらいたい」、そして「個人が特定されない状態にするように情報精査が必要だ」ということでありました。私はそこにとっても引っかかるのですが、反対も言えるということなんですね。市長の自由な発言とかそういうことになるんですが、私は3年間大体の会場で傍聴させていただいております。市民からの訴えは多少情緒さではありますが、それ

は話し慣れていないこと、そして十分に市長に分かってほしいという思いからであります。要約する必要はあっても、情報精査が必要だというのは少し市民に失礼ではないかと考えます。それよりも私たち市民が市長の発言の情報精査をしなければならないことの方が問題です。これは市民に教えていただいた言葉です。「論言汗のごとし」、市長は意味はお分かりだと思いますが、君主が一度口に出された言葉は汗のように元には戻らないという意味だそうです。庶民であれば、私であれば「覆水盆に返らず」というところがございます。そういうときに文字にするということは大変責任を負います。だからこそその政策だと言えるのだと思います。私は3年間記録を取ってきましたが、難しいことではございません。今は便利なAIもあります。オープンディスカッションを本当にオープンにするということで、是非前向きにご検討していただきたいと思っておりますので、再度、市長のご答弁をお願いいたします。

それから、地域公共交通についてであります。新聞報道に市長の言葉として、「将来的には、東線再編の可能性はある。公共交通の最適化を検討する」と書かれていました。また、そこには室蘭工業大学の教授のコメントも記載されておりました。官学連携も必要なのだ、できるのだと考えました。また、市民の移動に関しては、これは公共交通とは少し外れるのかもしれないのですが、市外の病院に転送された際の帰宅方法や市民サロンに通う足の確保などを含めて、いろいろと困難を感じているという声が聞こえています。是非、公共交通含めまして市民の足について、あら

ゆる方法を組み合わせて、市民生活が豊かになる方法を検討していただきたいと思っております。再度、市長のお考えをお聞きします。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 オープンディスカッションのご質問にお答えします。情報の精査について言及されましたけれども、私が申し上げた情報の精査というものにつきましては、その内容が正しい正しくないとか、情緒しているとかという言及もありましたけれども、そういうことではなくて、自由闊達に発言していただく場として匿名性を持っていろんなこと、自分が思っていることっていうのを話していただく場として、話した内容というのが本来はその場に参加している人たちだけにとどめておきたかったかもしれないということを経験した上で、公表すべきだということについて申し上げたものでございます。ですので、その発言内容等々共有できるものにつきましては、広報紙メロディー等々で公表しておりますので、そういった内容を見ていただくとともにですね、参考にさせていただくと申し上げましたので、今後どこまでそういったところの情報共有をさせていただくかということにつきましては、検討させていただきたいと思っております。また、それぞれいただいたご意見やご質問等々については、その場でお返しできるようなことはお返ししておりますし、また、確認や調整が必要なものにつきましても、追ってご本人に直接報告するようなケースもございます。様々な形で市民に対し、オープンディスカッションの場でいただいた情報に対して、どのような対処をしていくのかということを経験してまいりたいと思

っておりますので、そういった点も是非加味していただければと思います。

続きまして、「のるーと」についてのご質問にお答えいたします。現在、先ほどの答弁でも申し上げたとおり、公共交通においてはタクシーもございますが、市が主体となって運行しております市民バス、加えて乗合タクシー、昨年の10月からは「のるーと」という形で公共交通を提供しています。また市が主体でないものにつきましては、南美唄線や岩見沢線を始めとする民間事業者によるバス運行というものがございます。民間事業者との対応というのは進めておりますけれども、先ほどの答弁にもありましたとおり、事業環境の変化等々によって、サービスを提供することが難しいというようなことも起きるのもまた事実でございます。実際には、「のるーと」を運行するという段になって、茶志内の方々が大きな影響を受けました。美唄と奈井江の間の滝川線の中央バスの廃止というようなことは事実としてございましたので、そういったことを踏まえながら公共交通を最適化していく、これはどういうことかと申し上げますと、需要があるところに対して適切な量、そして方法によって公共交通を提供していくと、それをできるだけ最少の経費で行っていくということが美唄市に求められている現状だと考えておりますので、その点を踏まえながら、最適な形、なおかつ持続可能な形というのをしっかりと公共交通に対して実現していけるように様々な協議会においての議論も踏まえながら、事業者との懇談や議論を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

4番海鉾則秀議員。

●4番海鉾則秀議員 令和7年第4回定例会において、大綱2点、市長にお伺いします。

1点目は、防災行政についてお伺いしたいと思っております。平成29年度見直し版とありますけれども、改正はどうなっているのか。地域防災計画については「平成29年度見直し版」として策定されておりますが、国や道では令和3年、5年、また直近では、令和7年1月に改正されているところですが、これらと連動した改正についてはどうなのかお伺いいたします。

二つ目、感染症やデジタル化に対応した計画はどうなのか。ここ数年でコロナなど感染症や、またデジタル化についても、日々進化している昨今であります。令和8年を目の前に、これらの現況を勘案して、本市の地域防災計画に取り入れ、見直す必要があるのではないかとと思うが、このことについてどのような考えなのかお伺いいたします。

三つ目、地域防災会議は直近でいつ開催されたのか。地域の防災活動を総合的に調整するための「地域防災会議」については、開催されているのか。直近ではいつ開催されているのか、お伺いいたします。

四つ目、災害時、救援物資が届いた場合、どこに配置されるのか。本市は、災害が少ない地域だとはいえ、断水、停電、洪水、地震に備える必要はあります。もし災害が起きた場合、他市などからの救援物資が届いた場合、それをどこに置くのかなど、このことについてはどう想定しているのかお伺いいたします。

大綱の2点目、環境行政についてです。本市は、平成27年度より生ごみ堆肥化に取り組み

はじめ、10年間にわたり市民協働による資源循環を続けてこられました。市民の分別協力の下生ごみを分別収集し、その生ごみを堆肥化して、地域内で活用することは、ごみの減量化はもとより、ごみ処理経費の削減、農業への還元、脱炭素化を実現する循環型施策であり、本市の強みの一つであると考えているところでもあります。特に農業者としては、生ごみ堆肥を使うことにより、年々高騰する化学肥料の使用量を抑えることができ、また、土質の改善にも有効と思うところです。農業からの温室効果ガスには、二酸化炭素CO₂、メタンガスCH₄、亜酸化窒素N₂Oがあります。二酸化炭素に関しては、機械を動かす以上避けられませんが、脱炭素対策として、作業工程を減らすこととしています。メタンガスに関しては、稲作で水田の中干し期間を長くすることにより抑制することができます。亜酸化窒素は、二酸化炭素の約298倍もあると言われており、化学肥料が土壌中で微生物によって分解される際に発生するものです。どれをとっても堆肥は環境に優しく、安全で安心な美唄の農産物として、自信を持って市民に提供できるものと確信するところです。

そこで1点目、生ごみ堆肥化事業について、事業開始時と現在と比べ、生ごみの収集量、堆肥の製造量がどのように変化しているのかをお伺いいたします。

二つ目、本市はゼロカーボンシティ宣言を行っておりますが、生ごみ堆肥化による二酸化炭素排出削減効果にはどのようなものがあり、また定量的に把握しているのかをお伺いいたします。

三つ目に、温室効果ガスの削減に向けた取組についてであります。今まで本市ではどのような形で温室効果ガスを削減しているのか、お伺いいたします。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 海鋒議員の質問にお答えします。

地域防災計画についてであります。災害対策基本法第34条において「中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正しなければならない。」と規定されており、これを受け、同法第40条及び第42条において、都道府県地域防災計画や市町村地域防災計画についても、防災基本計画に基づき、必要に応じて修正しなければならないとされております。本市が平成29年度に地域防災計画の見直しを行った以降、新型コロナウイルス感染症や能登半島地震などを受け、上位計画である北海道地域防災計画が何度か改正されていることから、本市地域防災計画についても、上位計画との整合性を図る必要がありましたが、見直しには至っていないところであります。

次に、感染症やデジタル化に対応した地域防災計画についてであります。上位計画である北海道地域防災計画に新型コロナウイルスを含む感染症対策やデジタル技術の活用などを踏まえた見直しが行われておりますことから、上位計画との整合性を図り、地域防災計画の見直し時にしっかりと整備してまいりたいと考えております。

次に、美唄市防災会議の開催についてであります。本会議は地域防災計画の作成や実

施の推進のほか、市の地域に係る防災に関する重要事項の審議などを所掌事務としており、陸上自衛隊美唄駐屯地や北海道札幌方面美唄警察署、空知総合振興局などから推薦をいただいた方を委員として任命し、直近での開催は平成29年10月で、地域防災計画の見直しについて審議していただいたところでもあります。

次に、救援物資の受入れについてですが、地域防災計画や受援計画において、特定の拠点施設は定めていないところであり、災害の種別により被災状況が変わることから、状況に応じて拠点施設を指定することとしております。なお、美唄市社会福祉協議会とボランティアセンターの開設・運営について協定を締結していることから、被災地での必要物資の確認や仕分け作業のほか、被災者への物資運搬支援等の活動を適切に行うには、ボランティアセンターとなる総合福祉センターが救援物資の拠点施設の一つとなるものと考えております。

次に、生ごみ堆肥化による循環型社会の推進についてですが、生ごみの収集量につきましては、事業開始の平成27年度は1,727トン、直近の令和6年度では1,265トンで27%の減少、人口一人1日当たりに換算いたしますと、平成27年度は200グラム、令和6年度では190グラムで5%の減少となっております。

次に、生ごみ堆肥の製造量につきましては、平成27年度は58トン、令和6年度では110トンで90%の増加となっております。

次に、二酸化炭素排出削減効果につきましては、生ごみを焼却せずに堆肥化することで、焼却や焼却施設までの運搬に要する燃料の削減や、化学肥料の使用量抑制による削減が考

えられますが、削減量の把握は行っていないところでもあります。

次に、温室効果ガスの削減に向けた取組につきましては、本市では、令和5年3月に温室効果ガス削減の取組を推進し、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」宣言を行い、同年4月には「美唄市地球温暖化対策実行計画」を改訂するなど、温室効果ガスの削減に向け、省エネ、省資源、リサイクルの推進等に取り組んでいるところでもあります。以上でございます。

●議長谷村知重君 海鉾議員。

●4番海鉾則秀議員 それでは1点ずつ再質問させていただきます。

まず、防災行政についてですけれども、防災会議について、ここ7、8年開催されておらず、また、地域防災計画も平成29年度に見直した以降は見直しが行われていないとのことですが、本当にこれで大丈夫なのかと思います。今後見直しをするなら、いつするのかについて再度お伺いいたします。また、総合福祉センターが拠点の一つになるということですが、それらの施設職員との連携についてはどうなっているのか。あわせて、他の自治体からの人的応援やボランティアの方々が来てくれた場合の受入体制についても、しっかりと備えておくべきと思いますが、改めて市長の考えをお伺いいたします。

環境行政についても、再質問させていただきます。生ごみ堆肥化につきましては、第7期総合計画の中でうたわれている農産物のブランド化に対しても、とても有効なことだと思いますが、サラサラとした今の状態の堆肥では散布する機械が限られ、農業者が一般的

に使用している機械では取扱いが難しいことから、なかなか使用する方が増えていないと感じております。更に多くの農業者への使用を促していくには、生ごみ堆肥のペレット化が有効な手法ではないかと考えておりますが、市長の考えをお伺いいたします。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 海鉾議員の質問にお答えします。地域防災計画についてであります。これまで見直し作業の進捗は遅れておりましたが、地域防災マネジャーの採用により、専門的な知見から作業が進展し、現在、直近で見直しが行われました北海道地域防災計画との整合作業を終えたところであります。今後は、空知総合振興局や札幌管区气象台等へ見直しの内容を確認していただき、その後に美唄市防災会議での審議などの作業工程を経て、令和8年度中に策定してまいりたいと考えております。

次に、ボランティアセンターとの連携や人的応援の受入れについてであります。災害が発生し、自治体が被災した場合、外部からの応援の受入れは必要不可欠であります。被災した自治体が民間の支援者受入れまで対応することは非常に困難であります。本市は、令和2年2月に美唄市社会福祉協議会との間で締結した「美唄市における災害ボランティアセンターに関する協定」により、総合福祉センターをボランティアセンターとして開設し、民間ボランティアの方々の受入れや派遣の調整などを美唄市社会福祉協議会に担っていただくこととなっております。

本年6月14日には、美唄市社会福祉協議会を始め、関係機関の職員の方と連携して、災害

ボランティアセンター運営訓練を実施し、受入体制等について確認を行ったところであります。また、他自治体等からの人的応援職員の受入体制につきましては、応援職員等を迅速、的確に受入れて、情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにした美唄市受援計画に基づき、受入れる際に的確に必要な部署に派遣できる体制を整備しているところであります。いずれにいたしましても、市民の生命、財産を守る重要な地域防災計画につきまして、適切な時期に見直しを行うとともに、人的・物的支援を円滑に受けられるよう、被災地の受援体制につきましても、整えてまいりたいと考えております。

次に、生ごみ堆肥の利用促進についてであります。ペレット化は有効な手法の一つと考えておりますので、農業者の皆様のご意見を聞きながら、ペレット化の実証を行い、利用促進に向けた効果の検証を進めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、11時10分まで休憩いたします。

午前11時01分 休憩

午前11時09分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

13番松山教宗議員。

●13番松山教宗議員 令和7年度第4回定例会において、大綱3点について市長に伺います。

大綱1点目は、行財政運営についてであります。

本年第3回定例会において、令和6年度の美唄市各会計の決算に関する認定がなされたところではありますが、令和6年度の一般会計では、歳入合計194億7,454万7,000円、歳出合計190億7,051万1,000円で、差引き4億403万6,000円となり、翌年度繰り越しすべき財源が276万6,000円あり、実質収支は4億127万円の黒字決算となりました。財政調整基金は2億7,075万8,000円を積立て、3億円を取り崩し、前年度の実質収支が5億3,999万6,000円であったため、令和6年度の実質単年度収支は△1億6,796万8,000円となりました。令和6年度決算では財政調整基金を取り崩し、黒字決算とし、持続可能な財政運営で苦勞されたことと思っておりますが、こうしたことを踏まえながら、現在、令和7年度の財政運営を堅実に執行されていることと思っております。現在、来年度の予算編成作業を進めていく中で、令和8年度予算編成方針で市長は、本市の財政状況と財政見通しとして、中長期的には少子高齢化の進展や人口減少に伴う歳入の減少により、財政規模の縮小は避けられない。地方交付税や国庫支出金の動向に左右されやすく、社会保障費の増加や地域間格差の拡大、さらに物価高騰や人件費の上昇も圧迫する要因となる。こうした環境の下、ふるさと納税など、特定収入に過度に依存しない、安定的かつ持続可能な運営を目指し、引き続き事務事業の質的展開や効率化を進める必要がある。歳出面では、特にインフラを含む老朽化施設への対応が喫緊の課題となっており、中心市街地の活性化と連動した計画的投資も検討される。今後は、限られた財源の中で、事業の優先順位を明確にしつつ、効率的かつ効果的な予算執行を行うこ

とが求められ、こうした状況を踏まえ、本市の予算編成においては、歳入の安定確保と歳出の効率化を両立させ、持続可能な財政運営を見据えた計画的な事業実施に努めることが極めて重要であると市長は職員に示されたと聞き及んでおります。

そこで1点目の質問であります。令和8年度予算編成の方針の中で、重点施策や市長公約は優先的に予算措置に向けてご検討され、その他の市民生活に必要な取組の予算化を検討される中で、市長は、事業の優先順位を明確にするとの考えを示されておりますが、判断される際の物差し、尺度が見える化すべきと考えますが、市長の考えを伺います。また、事業の優先順位を決定させる際の経過・結果に関し、公表するのか。具体的にはなぜ予算措置をするのか。また、なぜ予算措置ができないのか。私はそれらについて説明責任を果たしていくべきと考えますが、市長の考えを伺います。

次に2点目の質問ですが、今後の財政の見通しについてであります。今後、大規模な公共事業であるスキー場の改修や市営住宅の再編、恵風園・恵祥園の建替え、中心市街地の活性化のほか、市民生活に密着した行政課題が多く見込まれる中、来年度から始まる第7期美唄市総合計画後期基本計画を着実に取り組むことと並行して、堅実に進めなければならない行財政運営もあり、私としては危惧しております。第7期美唄市総合計画後期基本計画の策定に当たっては、実施計画と言える事務事業インデックスにおいて、推計事業費を算定することと思っております。市長は、令和8年度予算編成方針で、中長期的には少子高齢化の

進展や人口減少に伴う歳入の減少により、財政規模の縮小は避けられられないことから、歳入の安定確保と歳出の効率化を両立させ、持続可能な財政運営を見据えた計画的な事業実施に努めることが極めて重要であると考えを示されておりますので、令和8年度の予算編成後の今後の財政見通しに関して、持続可能な財政運営の下、中長期的な視点で推計された財政計画表を来年第1回定例会においてお示しいただければと考えますが、市長の考えをお伺いします。以上2点について、まず市長の認識をお伺いいたします。

大綱の2点目は、職員の現状についてであります。

一つに、一般職員と管理職職員の現状についてであります。

その1点目は、過去5年間の中途退職者数についてであります。2019年に国では少子高齢化に伴う労働人口の減少などの課題に対応するため、労働時間の是正、正規・非正規間の格差解消、多様で柔軟な働き方の実現とありますように、三つの指針が多様な働き方を可能にし、労働生産性の向上を目指す働き方改革に取り組んでおり、本市でも、職員の働き方の是正や職員の配置基準による職員不足を補うため、職員の採用にご尽力されていることと思います。その一方で、本市のみならず、民間企業でも問題視されているのが人材流出であります。本市職員として採用し、キャリアを積んだ中堅職員や、本市の礎となるリーダーシップを執る管理職がここ数年、早期退職している状況が見受けられます。辞めた方には個々の理由があるとは思いますが、美唄を担う職員が早期退職していることは注

視していかなければなりません。そこで、管理職以下と管理職の中途退職者数をお聞きするとともに、また、管理職以下の職員の退職理由及び管理職以上の退職者の退職理由についても伺います。さらには、市役所職員が途中で辞めることについて、市長はどのように受け止めて考えておられるのか、伺いたいと思います。

2点目は、管理職の特別勤務手当についてであります。令和6年第4回定例会一般質問では、私から市長に対して、管理職特別勤務手当について質問をしました。管理職だからといって、管理職手当を支給しているから災害や事故対応、土日のイベントなどに出席しても、無報酬で代休の取得のみで、通常勤務内での代休の処分が困難な管理職もいると伺っております。前回市長の答弁では「北海道35市中27市が災害時などでの管理職の休日出勤について特別勤務手当を支給しているとのことであり、本市としても検討してまいりたいと思います」と前向きな答弁がありました。前回の質問から1年が経過をしようとしています。手当の支給に際しましては、何かしらの条例改正や予算に反映していかなければならないと思いますが、この1年、定例会や臨時会で条例改正案は全く出てきてないの見受けられますが、難しいことなんでしょうか。魅力ある職場環境の整備は必要ではないかと考えます。そこで、現在どこまでの議論がなされているのか、進捗状況はどうなのか、市長のお考えをお伺いします。

大綱3点目は、環境行政についてであります。

一つに、太陽光発電施設の設置に関する市の考え方とルール化についてであります。

全国的に再生可能エネルギーの導入が進む中、大規模な太陽光発電施設、いわゆるソーラー施設の新設が各地で増加をしております。一方で、景観や環境への影響、さらには事業終了後の撤去や維持管理の問題など、地域との調和を欠く事例も報告されております。本市における太陽光発電施設の設置状況については、令和6年度第4回定例会において、同僚議員の一般質問の際、住宅用、事業用合わせて128件との答弁があったところであります。その後も主に住宅用を中心に増加しているのではないかと感じております。また本年9月には、JR茶志内駅東側で比較的大規模な太陽光発電施設の設置を予定している事業者による住民説明会が開催され、私もその説明はお聞きをしました。太陽光発電が私たちの日常生活にどのような影響を与えるのか、改めて考える機会となったところであります。このように本市でも太陽光発電の動きが広がる中、「ゼロカーボンシティ宣言」を掲げる自治体として、再生可能エネルギーの導入を進めつつ、地域の暮らしや自然環境との調和を図るため、一定のルールづくりが不可欠であると考えます。

そこで、本市として太陽光発電施設の導入をどのように位置付け、再エネ推進と地域環境保全のバランスをどのように考えているのか、基本的な考えについて伺います。

次に、設置に関するルール化や規制の検討について伺いますが、他自治体では太陽光発電施設に関する条例やガイドラインを制定する動きが進んでおり、国においても関係省庁の連絡会議が設置されるなど、地域共生に向けた議論が始まっております。本市において

も、事業者の把握や地域環境への配慮を求めするため、条例や指針の策定を検討しているのか伺います。本市が進めるゼロカーボンの取組は、地域に根差した再生可能エネルギーの導入によってこそ持続可能なものとなると考えております。景観や環境など総合的に考慮した「美唄市型のルール」を早期に整備して、地域との調和を図りながら、再エネの導入を進めることが重要であると思っておりますので、以上、市長の見解を伺います。まずこの場での質問を終わります。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 松山議員の質問にお答えします。

令和8年度予算編成についてであります。初めに、事業の優先順位を判断する「基準の見える化」につきましては、行政の透明性向上において極めて重要であると認識しております。本市では既に予算編成方針を公表することで、主要な考え方を示しているところであります。しかしながら、実際に優先順位の判断は、総合計画との整合性、市民の多様なニーズ、市の財政状況、公約など、様々な要因を総合的に勘案し、最終的に私が市長としての責任を持って行うものであります。こうした判断の要素を全て一律な「物差し」として詳細に見える化することには、政策形成の柔軟性や技術的な側面から難しさが伴うことも事実であります。今後は、この総合的判断に至るまでの主要な論点をより分かりやすく整理し、公表するための手法について、他市町村の状況を情報収集するなど、慎重に研究してまいりたいと考えております。

次に、経過・結果の公表と説明責任につき

ましては、公金を扱う行政の責務の根幹であると認識しております。特に、この責任を果たす最大の場合は、まさに委員の皆様にも、予算案の妥当性、事業の根拠、そして政策的な背景を問いただしていただく、この議会審議の場にほかならないものと考えております。一方、予算編成の「経過」につきましては、内部の率直な政策議論や各部局間の調整過程など、行政運営の公平性や効率性を維持するために、一定の機密性を保つ必要のある情報も含まれます。その全てを無制限に公表することは、自由闊達な議論を妨げ、結果として政策形成の質の低下を招きかねないという側面もございます。この点を踏まえ、議会への説明責任を最優先で果たしつつ、行政運営に支障を来さない範囲で、どのような情報をどのような手法で公表することが最も適切かについては、慎重に調査・検討してまいりたいと考えております。

次に、今後の財政の見通しについてですが、議員ご指摘の中長期的な財政見通しの必要性については、持続可能な行財政運営の基礎として極めて重要であると認識しております。本市は、総合計画の財源の裏付けとして「美唄市中長期財政見通し」を策定し、内部資料として活用しているところであります。しかしながら、中長期の財政推計は、国の動向や社会情勢といった不確定な要素を多く含んでおり、これを公表した場合、推計値が将来の確実な数字であるかのような誤解を招き、不必要な混乱を生じさせる可能性から、この財政推計表の公表につきましては、現時点では慎重にならざるを得ないと考えております。いずれにいたしましても、財政の透明

性の向上は引き続き重要な課題であり、適正な公表版や他の自治体の事例について、引き続き慎重に調査・研究してまいります。

次に、過去5年間の職員の中途退職者数についてであります。初めに、過去5年における一般行政職の自己都合による退職者数について申し上げますと、令和2年度では係長職以下4人、管理職0人、令和3年度では係長職以下4人、管理職0人、令和4年度では係長職以下3人、管理職1人、令和5年度では係長職以下4人、管理職3人、令和6年度では係長職以下9人、管理職1人、5か年合計では係長職以下24人、管理職5人の合計29人、職員が退職に至る要因につきましては、個々のプライバシーに関わることであり、全てを把握しておりませんが、職員から自己都合による退職の申し出があった場合には、総務課と所属課により、その経緯などについて面談を行っているところであり、係長職以下と管理職ともに総じて、給与や休暇等に関し、よりよい待遇を求めたり、新たな職種へ挑戦するためと受け止めているところでもあります。人口減少や少子高齢化に伴い、将来にわたり持続可能なまちづくりが求められている中、職員の確保が最も重要な課題になっていることを考えているところであり、終身雇用や年功序列とした時代は終焉を迎え、特に若い世代は転職へのハードルが低くなっておりますが、退職による急速な新陳代謝はこれまで培われてきた知識や知見、経験が失われ、採用コストや人材育成のロスや人材不足につながる恐れがあることから、定着率の維持向上を目指してまいります。

次に、管理職特別勤務手当につきましては、全国的に自然災害の発生が増加する傾向にあ

り、業務に対する管理職の負担が増えてきており、そうしたことへ対応の一つとして、空知管内では導入が遅れておりますが、道内35市のうち、27市が手当の導入を済ませている状況にあります。本市としましては、既存の管理職手当と棲み分けが必要であることに加えまして、特別勤務の内容は、災害対応、その他緊急対応など、所属や職種により様々で、こうした支給の範囲について、経費の積算、予算を含め、庁内で慎重に検討しているところでもあります。また、国が今国会で成立を目指している人事院勧告による国家公務員の給与改定におきましては、管理職員の特殊性・困難性の一層の高まりに伴い、管理職の職務・職責が重くなっていることを踏まえ、課長補佐級以下に支給していた本府省業務調整手当に課長職以上を加える案が提案されていることから、本市としましても、国の関連法案の議決を待って、人事院勧告による本年の給与改定において、管理職特別勤務手当の令和8年4月の支給に向け、準備を進めてまいりたいと考えております。現在、年齢別の職員数の偏りにより、管理職が多く係長職以下が少ない状況にあり、管理職が具体的に業務を担当し、現場に出ていく状況も増えてきており、こうしたところに限定的に手当ですることは必要であると考えております。今後につきましては、職員間はもちろん、市民の皆様に理解が得られるものでなければならぬと考えており、後々、支給に関してトラブルなど発生しないよう、労使間の交渉もしっかり行い、慎重かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電施設の設置に関する市の

考え方とルール化についてであります。本市では令和5年に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指すこととしており、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーは、本市の脱炭素化を進める上で重要な柱の一つであります。一方で、太陽光発電施設の設置につきましても、景観や自然環境への影響、また事業終了後の撤去・管理など、地域との調和に配慮すべき点がありますことから、本市としては、再エネ推進と地域環境保全の両立を図ることが重要であると認識しております。

次に、設置ルールや規制についてですが、設備の仕様や安全性の確保といったいわゆるハード面につきましても、国の動向を注視しながら、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。太陽光発電施設につきましても、令和6年第4回定例会においても取り上げられており、先進自治体の事例等の調査を進めていたところではありますが、本市においては「設置事業者を把握すること」、「地域との調和を図るための配慮事項を整理すること」といった取組に重点を置いた条例の制定に向けて、検討を進めているところであります。今後も市民の皆様の生活環境や地域の景観に配慮しながら、持続可能な脱炭素社会の実現に向け、取組を進めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 松山議員。

●13番松山教宗議員 今、ご答弁をいただきましたけれども、再質問4点ほどさせていただきたいと思っております。

まず、行財政運営についてであります。令和8年度予算編成について、基準の見える

化と経過・結果の公表について、検討・研究を進めるといふ答弁を理解いたしました。最後に、透明性の確保と行政の効率的な運営の最適なバランスをどのように見極め、市民の期待に応えるべく、よりよい行財政運営に取り組んでいくのか、市長の最終的な決意をお伺いしたいと思います。

次に、今後の中長期財政見通しについてありますが、その前に家計支援と物価高支援の一つとして、ご承知のとおり年内に段階的にガソリン暫定税率が廃止されますが、一方で、先日の新聞報道等に道内の近隣自治体もありましたけれども、税収減の見込み予想がありました。本市は出ておりませんでした。多分今、算定中なのかなと考えておりますが、出たら改めてお伺いしておきたいと思っておりますのでお願いしたいと同時に、仮に減だったとしても運輸・輸送関係、あるいは関連事業者にとってはプラスに働きますし、経済の活性化につながり、利用者にとっても価格に転嫁されないなどありますから、総合的に算出したことを含めて、お聞きしたいと思っております。よろしく申し上げます。

あわせて現在、国勢調査もほぼ終わりで、今まとめられているのかなと思っておりますけれども、今後5年間の交付税算入の金融も影響してくるんだと思います。前回5年前でありますから、単純計算でありますけど、2,000人以上人口減になっていると予想されますので、大体、交付税算入だと1人10万ぐらいではないと言われておりますから、単純に新年度は2億円ほど減になっていくと危惧する部分もあるわけでありまして。そこで先ほどご答弁いただきました公表についてでありますけ

れども、推計の不確実性から、誤解を招く可能性があり、慎重にならざるを得ないという市長の答弁は理解します。しかしながら、現在、市庁舎をはじめとする老朽化施設の再編や浄水場の更新を含む水道事業の在り方、そして商業施設の再生といったまちの将来の骨格に関わる重要課題が山積している中で、施策や事業の裏付けとなる最も実効性の高い推計が必要であると私は認識をしております。このような状況下で、次年度予算編成方針として一般財源ベースで4%削減という重要な財政規律を打ち出し、また大規模事業を計画的に進めていく財政的な根拠、市民と議会に対してどのように示していくのか、その考え、また、将来の美唄市の行政構造の転換を見据え、この財政的な課題に市長としてどのような責任を持って対応していくのか、改めて具体的な方針を伺いたいと思っております。

次に3点目でありますけれども、職員の現状についてであります。市特別職の特別管理手当につきましては、現在、支給の範囲や経費の積算、予算を含め、庁内で慎重に検討しており、令和8年4月の支給に向け、準備を進めているとのことであることは理解をいたしました。近年は災害対応、緊急対応など、管理職が現場に出動する状況も増えているということでもありますので、そうしたところに何かの手当をしていくことが必要でないかと考えますし、是非とも早急に取り組を進めていただくようお願いしたいと思います。また、職員の中途退職者数については、特に若い世代の転職へのハードルが低い中、退職の要因は様々であり、プライベートに関わることで、全てを把握していないということですが、過去5年間で29

人に上るといふことでもあります。私はこれまで過去に何度も職員定数の見直しや職員の採用、適正配置などに継続して質問をしてまいりましたが、私としましては、年平均して5人以上となると決して少なくない人数でありますので、何か対策が必要でないかと考えます。そこで再質問といたしまして、専門職や技術職が不足している状況にあると聞き及んでおりますが、職員の確保や中途退職者が発生しない環境づくり、取組についてどう考えるか、何か手立てはないのか、何かしら対策を講じる考えはないのか、市長に改めて伺います。

そして4点目ではありますが、環境行政、答弁において設置事業者の把握、地域との調和を図るために配慮事項の整理などということを中心に置いた太陽光発電設置の条例制定を進めるといふことでもあります。まずは早期に進めていただきたいと思っております。そこで他の自治体のように、周辺地域への影響を抑えるために、太陽光発電の高さと言うんですかね、土地のぎりぎりまで建てたりということがあって、太陽光パネル設置を避けるような境界、なかなかそこが難しくてうまく言えないんですけど、その設置を避けるために最低限の距離の規制など、必要ではないかという考え方もあります。そこで、安全性や景観の観点からも含めて、市独自の数値基準などの設定については、どう考えているのか伺いたいと思っております。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 松山議員の質問にお答えします。

透明性の確保と行政の効率的な運営につい

てであります。議員ご指摘のとおり、予算編成における情報公開と政策形成の柔軟性のバランスを取るとは極めて重要であり、その最適な手法について調査研究を重ねてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、議会との連携を基盤とし、透明性の確保と行政の効率的な運営の最適なバランスを見極めることが重要であるとの認識の下、市民の皆様の期待に応えるべく、より良い行財政運営に、引き続き真摯に取り組んでまいります。

次に、財政的な課題に対する対応についてであります。重要方針決定の財政的根拠と責任の果たし方につきましては、議員ご指摘のとおり、本市は今、まちの骨格に関わる重要課題が山積しており、具体的には、公共施設の集約化・複合化の観点からも避けられない市庁舎の建替え、水道施設の更新や商業施設再生など、複数の大規模な構造転換が同時期に集中している中で、施策の裏付けとなる確かな見通しが必要であると認識しております。しかしながら、公営住宅建替事業や国設スキー場に係る事業が国庫補助金や有利な起債を一定程度活用できる一方で、市庁舎の建替えは機能の特性上、有利な起債の活用には制約があるため、一般財源による対応が極めて困難であり、現時点では着手時期が見通せない状況にあります。特性が異なる大型事業が同時期に集中していることが、現行の中長期財政見通しでは、その財政上の影響と財源確保策を織り込むことを構造的に困難にし、精度の向上を妨げています。こうした大規模な課題が累積した結果、現行の見通しの活用が困難になり、その実効性を欠く状況にあるこ

とは認識しております。このような状況を踏まえ、私から一般財源ベースで4%削減という強い方針を打ち出したものです。これは、将来世代への負担の先送りを回避する私の強い決意を示すものであり、行財政規律確立の第一歩と位置付けるものであります。これらの流動的な課題を現行の財政見通しにどのように反映させ、精度を高めていくか、その手法について、引き続き慎重に検討してまいります。いずれにいたしましても、規律ある予算編成と将来を見据えた見通しの確立を両輪で進めていくことで、その責務を果たしてまいりたいと考えております。

次に、職員の確保についてであります。職員の採用につきましては、定年や自己都合による退職者のほか、再任用職員の意向、派遣職員の増減、各部署の事務事業量の増減、新たな行政課題への対応などを考慮した上で、必要となる職員数を総合的に判断し、その採用に努めているところであります。一方、若い世代は転職へのハードルが低く、総じて民間企業の給与は地方公務員の給与を上回ることなどを背景に、本市においても、少なからず自己都合による退職者が発生している状況にあります。こうした中、建築・土木などの技術職や保育士などの専門職の確保が厳しい状況にあることから、大学や専門学校、高校への訪問とパンフレットの送付をはじめ、他市との差別化を図るための採用試験時期の見直し、就職合同説明会への参加、就職求人サイトへの登録、年齢要件の引上げや試験種目の見直しによる社会人経験者の確保、また、インターンシップの受入れにより、実際に職場の雰囲気を知ってもらい、業務の理解を深

めてもらうなど、幅広い人材確保に向け、様々な取組を進めているところであります。さらに、市役所が魅力ある就職場所の一つとして選ばれるためには、就職後における人材育成プログラムの充実のほか、産前産後休暇や育児休暇など、比較的長期の休暇・休業が安心して取得でき、理解が得られるなど、生活への影響や不安がなく、安心して働ける環境づくりを進めることも必要なものと考えているところであります。いずれにいたしましても、人口減少や少子高齢化に伴い、将来にわたり持続可能なまちづくりが求められている中、市民の皆様の信頼と期待に応えることができるよう、今後とも、職員が働きやすい職場づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、市独自の数値基準などの設定についてであります。専門性の担保や国の基準との整合性、将来的な技術振興への対応といった観点から慎重な検討が必要なものと認識しており、本市につきましては、設置事業者の届出制や地域への説明を行う仕組みづくりに重点を置いた条例の制定に向けて検討を進めているところであります。以上でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

1番永森峰生議員。

●1番永森峰生議員 令和7年第4回市議会定例会一般質問にて、大綱3件について質問いたします。

まず1件目、行財政運営についてであります。

一つ目、令和6年5月に発注した下水道人孔改良工事についてでございます。このことについては、令和7年第3回市議会定例会一般質問でも質問していましたが、答弁として、設計変更を含め、最終的にはマンホール補修6

か所、人孔周辺補修26か所のほか、雨水ゲートフェンスの補修、残土置場における搬入路の敷き鉄板設置などを発注し、完了検査は検査員を上下水道課長補佐とし、監督員と請負業者の同席のもと、契約図書に基づき、工事の実施状況や出来高、品質などの検査を行い、検査調書により、工事完成としたと答弁がありました。再質問では、設計変更に至る上申書の実態と工事完了検査において、実地検査の実態について伺いましたが、札幌地方裁判所において9月26日、第1回公判が行われる予定であり、公判前の捜査情報であることから、答弁は控えるとのことでありました。そこで、9月26日に札幌地方裁判所において第1回公判が行われましたが、新聞報道によれば「水増し請求した工事の設計書で施工予定としていた37か所のうち、実際には着手していない架空の工事が17か所に及んでいたと」記載されていました。少なくとも、この17か所において、監督員は施工する現場の調査・指示・確認などに行っておらず、職務を怠っているのではないかと、疑義を生じ得ません。

そこで改めて、上申書の実態や工事の管理監督の実態のほか、実地検査などの完了検査の実態について、どのように実施されてきたのかを伺います。また、この工事は検査調書により完了していることになっていますが、架空設計であった17か所の工事について、どのように把握して整備を進めていくのかを伺います。

次に、当該元職員の賠償責任についてありますが、地方自治法第243条の2の8では、権限を有する職員が故意又は重大な過失により、法令の規定に違反して、普通地方公共団体に

損害を与えたときは、これにより生じた損害を賠償しなければならないとしている。この事象で明らかに該当しているのは、第1項第4号、地方自治法第234条の2第1項の監督検査で、契約の履行確保のための監督検査をする権限を有する職員となります。同条第3項では、普通地方公共団体の長は、第1項の職員が同項に規定する行為によって、当該普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償を命じなければならないとしています。現在、公判が行われていますが、当該元職員が本市に対し、損害を与えたのは紛れもない事実であります。公判に関係なく取り組まなければならないと考えますが、市長の見解を伺います。

2点目として、商工業振興について。中心市街地の活性化についてであります。このことは令和6年第1回市議会定例会一般質問で質問していた経過はありますが、今年になって、コアビバイについては、8月末で3店舗が閉店となり、さらには年度末には美唄市農協が撤退するという話も聞いていますが、市民はこのようなことになったことに驚きと不安を抱えている状況であると考えております。以前、市長はコアビバイは中心市街地において核となる商業施設であることから、これまで人を呼び込み、賑わいを創出するイベントの実施や美唄市中小企業等振興補助金による側面支援に努める一方、協同組合としての抜本的な経営改善を図る取組が、今後の施設存続への課題であると認識し、市としても中心市街地の核

となる施設は必要であると考え、地域力創造アドバイザーや地域おこし協力隊を配置し、官民が一体となって、中心市街地活性化基本計画の策定を進める中で、核となる商業施設の在り方について示していくとしていましたが、中心市街地活性化基本計画については、まだ策定されていない中で、現状をどのように捉え、市民が特に西側の中心市街地に住む高齢者においては、買い物難民となる可能性もあり、早急な対応策が必要と考えますが市長の見解を伺います。

次に、ホテルスエヒロの新聞報道についてであります。11月8日に開いた「まちづくり勉強会」で「美唄ホテルスエヒロを取得する方向で検討している。間もなく市のものにするという手続きを今しているところ。もらった上で、再開発していくことをイメージしている」と言明したとのことですが、実際にこの物件については、抵当権など、様々な私権が登記されていると予想されますが、その辺はどうなっているのか。あらかじめ、これを消滅させなければ取得はできないものと考えています。また、大手ディベロッパーと連携して再開発に取り組むとしていますが、市の財政負担・リスクの議論もない中であり得ないと考えます。この方針の議論経過について説明してください。また、後期基本計画素案の中にも書かれていませんが、どのような計画に基づき進めようとしているのかを伺います。

三つ目に、地域医療についてであります。

一つ目、市立美唄病院の看護師の働き方についてであります。新聞報道によれば、現在「セル看護方式」と呼ばれる新しい看護スタ

イルが道内の医療機関で徐々に広がっていると言います。ナースステーションを拠点としていた動きとは違い、看護師が受け持ちの患者の病室付近を拠点として動くことで患者の見守りが手厚くなり、患者の安心感や看護師の働き方の見直しにつながっているとしています。近隣では、砂川市立病院が2017年から試行を始め、半年で看護師の時間外勤務時間が66%減少したという、疲弊していた看護師の表情が生き生きとしてきたという現場のコメントも紹介されていきました。名寄市立総合病院は、今年3月から試行を始めたといい、ステーションで記録を付けようとしても、ナースコールへの対応に追われ、進まない場合もあり、看護師の無駄な動線を省いて、患者に寄り添う時間を作り、それぞれの看護師が「やりたい看護」を実現できる環境を整えたいという現場のコメントも紹介されていきました。市長は「市民の健康と安全を第一に考え、地域に必要とされる病院を目指す」としてはいますが、私も、患者に寄り添った医療の提供は重要であり、看護師の役割は大きいものと認識しています。過重労働になりがちな看護師の働き方をこういった工夫により緩和することは大切であり、より信頼感や安心感のある医療を提供することができないのかと考えております。このような取組が、市民からの病院への信頼感が増し、経営の安定にもつながっていくものと考えます。本市においては、現在どのようなスタイルで行われているのか実態を伺うとともに、「セル看護方式」について、取り組んでいく必要もあるのではないかと考えますが、市長の見解を伺います。

●議長谷村知重君 一般質問中ですが、永森

議員の質問に対する答弁は午後からといたします。

午後1時10分まで、休憩いたします。

午後0時00分 休憩

午後1時09分 開議

●議長谷村知重君 休憩前に引き続き会議を開きます。

永森議員の質問に対する理事者の答弁から入ります。

市長。

●市長桜井恒君(登壇) 永森議員の質問にお答えします。

令和6年5月に発注した下水道人孔改良工事についてであります。設計変更の上申書につきましては、契約後の現地調査により、令和6年5月28日付けで、マンホール補修が2か所減の6か所、人孔周辺舗装補修が12か所増の26か所へ変更のほか、既設汚水柵や防護フェンスの補修、また、残土置場の搬入路における敷鉄板の設置などについて、追加したいとの上申があり、令和6年6月5日付けの設計変更において、525万8,000円の増額となる1,015万3,000円に設計変更を行ったものであります。工事の管理・監督につきましては、設計者が監督員、係長が主任監督員として行い、完了検査を行う検査員は元職員である上下水道課長補佐が行っていたところであります。設計変更の内容について、元職員が担当に指示していたと供述など、公判について注視しているところではあります。現時点で詳細についての把握は難しいこと。また、これからの公判で新たな事実が判明した場合には、この

場での質疑が審理に影響を与え、市や市民にとって不利益となることも考えられますので、これ以上の答弁は控えさせていただきます。

次に、架空設計であった工事の把握についてであります。警察及び検察の捜査などによれば、設計書で施工予定としていた37か所で1,015万3,000円の工事に対して、実際の施工を20か所、308万円に抑え、17か所を架空の工事として、707万3,000円の損害を本市に与えたことは、市民の皆様の信頼を著しく損なうものであり、極めて重大な事態であると認識しております。今後の整備の進め方につきましては、下水道施設の損傷状況を再確認し、市民生活に支障とならないよう、設計段階からのチェック体制の強化や業者への指導など、再発防止に努め、整備を行ってまいります。

次に、当該職員の賠償責任について、地方自治法第243条の2の8の規定においては「地方公共団体に損害を与えたと認めるときは、監査委員に対し、その事実があるかどうかについて監査を求める」とされておりますが、現在、これまで元職員による公判は2回行われ、元職員への意見聴取がなされておりますが、元職員は起訴状の内容についてはおおむね認めたものの、証拠書類等の内容について、弁論準備期日を入れて、検察側との調整が進められているところであります。また、損害を与えたと認めるときがどのような状況を言うかについては、法律の解釈上においては不明な部分もあり、監査を請求する時期やタイミングなど、法律上の時間的な制約もないことから、長に一定の裁量があると考えられ、さらに現時点においては、情報の把握は唯一刑事事件による公判のみであり、元職員への事

情聴取も公判中であり困難なことから、現時点において監査の請求は控えたいと考えます。このため、今後の対応といたしましては、刑事処分と行政処分は関係性を保ちながら、それぞれ独立分離して取り組むものではありませんが、元職員の公判が継続している中、今後の見通しは現時点において不透明であることから、引き続き、警察・検察に全面的に協力し、公判の進展を注視しながら、事実関係の把握に努め、地方自治法の規定による監査請求を経た後、損害賠償請求に係る民事訴訟の提起について検討したいと考えているところでもあります。

次に、中心市街地の活性化についてですが、コアビバイは昭和53年に本市初の複合商業施設として開業して以来、長年市民生活を支える核として重要な役割を果たしてきたものと認識しております。しかしながら、近年は建物の老朽化に加え、経済・社会情勢の変化や物価高騰の影響により、コアビバイが直面する構造的課題が表面化し、その結果、売場面積のおおよそ4割が空き店舗となる事態を招いております。これに伴い、人の流れが滞り、営業を継続する店舗にも経営的な負担が生じていることは、私としてもしっかり受け止めているところであります。一方で、コアビバイには、国道より西側で唯一の食品スーパーであり、買い物と市民間の交流が同時に期待できる場として、地域の賑わい創出や地域経済の活性化に大きく寄与するとともに、周辺商店街にも一定の集客効果を産んでいるものと認識しているところであります。このような状況を踏まえ、中心市街地活性化基本計画の策定協議を一昨年から進めてきた

ところではありますが、来年3月末にはAコープの撤退が見込まれる状況となり、基本計画の策定に係る目標設定などに大きな影響が生じたことから、今後の商業施設の在り方を検討し、基本計画の目標設定を見直した上で、改めて国への認定申請を行ってまいりたいと考えております。市としましては、市民生活の安定と買い物機会の確保を最優先に、Aコープに代わる新たな食品スーパー等の誘致を含む支援を引き続き積極的に実行し、核となる商業施設の確保に努めてまいります。

次に「スエヒロの報道」についてですが、11月8日に開催された「まちづくり勉強会」で私が述べた言葉に対する報道につきましては、様々な考え方がある中の一つの方向性を示したものであります。これまでの検討経過を申し上げますと、令和2年3月の休館以来、老朽化した大型施設が中心市街地に長期間放置されており、まちなかの安全性の低下、景観の悪化、活性化機会の喪失といった課題が生じている現状にあり、こうした状況の中、令和7年5月に所有者から土地・建物の無償譲渡の申し出があったことを契機としまして、市といたしましても、まちの再開発の視野に官民が連携した利活用等、様々な可能性について検討を開始したところであります。11月8日以降も庁内議論を深めていく中で、現在、スエヒロの無償譲渡に向けた協議と必要な手続きの確認を進めているところであります。今後において、市がスエヒロを取得する意義といたしましては、これまで民間による売却が進まなかったことを鑑みますと、市場の動向のみでは解消が困難な案件であることに加え、市が所有することで官民連携による再開

発の起点を確保でき、民間投資の誘発や将来的な税収確保、中心市街地の回復につながる可能性があるものと考えているところであり、また、抵当権の有無につきましては、登記簿では設定されていないことを確認しているところでもあります。なお、スエヒロの利活用につきましては、美唄市総合計画後期基本計画において、中心市街地の活性化として、賑わいの拠点の再生に位置付けるものと考えており、今後の検討過程を踏まえながら、中心市街地活性化基本計画に位置付けてまいります。いずれにいたしましても、市としましては、市民生活の安定と地域経済の持続的発展を両立させるべく、中心市街地の再生に向けた具体的かつ持続可能な施策を着実に進めてまいります。

次に、「セル看護方式」の導入についてありますが、セル看護方式は、病棟をグループに分けて担当する看護師がナースステーションではなく、患者様の病室やその付近を拠点として業務を行うことで、患者様の安心感の醸成や、看護師の動線短縮による業務的効率化に資する有効な手法の一つであると認識しております。当院においては、患者様に寄り添う看護の実現と看護師の働き方改革は喫緊の課題であることから、本年7月より、一般病棟におきまして、一部「セル看護方式」の試行的な導入を開始しております。具体的には、認知症の患者様が入院されている病室を対象に、担当看護師が電子カルテ等の機材を載せたカートと共に病室内に滞在し、ケアや看護記録をその場で完結させるスタイルを執っております。この施行により、患者様からは「そばにいてくれて安心する」といったお声をい

ただいているほか、精神的な安定が得られたことで、ナースコールの回数が減少し、転倒や転落のリスク回避にもつながっている等の成果が確認されております。また、現場の看護師からも「患者理解が深まり、ケアの時間が確保できるようになった」との報告を受けております。今後の取組につきましては、この方式が患者様の尊厳を守る温かなケアの実現と看護師の働き方改革の両面において、極めて有効であると考えており、本格的な導入に向けて取り組んでいく必要があると認識しております。一方で、看護師が個別に判断し行動する場面が増えることから、個々の力量によってケアの質に差が生じることや機材の整備などの課題も明らかになっております。そのため今後は教育・研修を充実させ、セル看護の理念と技術を全スタッフに浸透させるとともに、マニュアル整備によるケアの標準化について調査、研究を行うとともに、将来的には認知症以外の患者様への展開も視野に入れ、人員確保や環境整備を進めながら、市民の皆様により信頼される病院づくりに努めてまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 永森委員。

●1番永森峰生議員 それでは、下水道人孔改良工事について、再質問させていただきます。

今回もこの工事現場の管理監督状況の実態や実地検査の実態については、答弁を控えるとのことですが、裁判の公判はこれからも継続されていくと思います。いつの時期になれば答弁をいただけるのでしょうか。私はコンプライアンス委員会の中で、この背任事件における工事の管理・監督や完了検査の実態などを明らかにし、検証していかなければなら

ないと考えております。さらには、検証の結果を市民に公表し、今後このような事件が決して起こらないように、しっかりとした再発防止策を市民に示していかなければならないと考えます。市長の見解を伺います。

次に、監査請求の件ですが、時期の明示はない、損害を与えたと認めるときがどのような状況をいうのか、法律解釈上においては不明な部分もあり、としています。答弁の中で「707万3,000円の損害を与えた」と言っているのではないのでしょうか、認めているのではないのでしょうか。私は、公判に関係なく監査委員に監査を求めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後に、答弁の中で「職員が市に損害を与えたことは、市民の皆様のご信頼を著しく損なうものであり、極めて重大な事態である」としています。私にも市民から「市長の管理責任はどうなっているんだ」などの声が聞こえてきます。そこで、職員がこのような事件を起こしたことについての市長としての管理責任についての認識と今後の対応について伺います。

次に、中心市街地の活性化についてであります。ホテルスエヒロの取得については、先ほども申しましたが、市議会において、市の財政負担、リスク議論もない中で進めていくことに大きな問題があります。市長の見解を伺います。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 永森議員の質問にお答えします。

事件の実態や検証結果の報告についてであります。本件につきましては、現在、刑事

裁判が公判中であり、詳細な事実関係については今後も審理が行われます。本市といたしましては、公判の進行状況や判決の時期を見通すことはできず、現時点において事件の全容についての把握は困難であることから、審理が全て終了し、判決が示され、認定された事実が明らかになるまでの間、答弁を控えさせていただくとともに、コンプライアンス委員会における事件の実態検証についても、公判が終わるまで、全容の解明は難しいものと考えており、公判が終わり次第、速やかに検証結果及び再発防止策について、市民の皆さんへ報告ができるよう取り組んでまいります。

次に、工事費用を水増し請求することで、市に損害を与えた損害金707万3,000円につきましては、これまで令和7年9月の定例会での市政報告や令和7年7月の議員協議会での説明の際に検察との間でプレスリリースに関する事前の確認を行った上で、検察側における元職員の容疑の内容であることの立場を明確に説明してきたところであり、以後、機会があるごとに説明や報告をしてきた損害金の額は一貫して、現時点においても認定されていない容疑上の額となっているところであります。また、損害金の額の認定は、あくまで司法を担う裁判所が行うものであります。現在、元職員の公判が継続され、起訴状の内容についてはおおむね認めたものの、証拠書類等の内容について検察側との調整が進められているところであり、元職員への事情聴取も公判中であり困難なことから、顧問弁護士と協議した結果、現状としては「地方公共団体に損害を与えたと認めるとき」に足りるものではないものと判断し、現時点においては、監査

の請求は控えたいと考えているところであり
ます。今後の手続としましては、元職員の公
判が継続している中、今後の見通しは現時点
において不透明であることから、引き続き公
判の進展を注視しながら、事実関係の把握に
努め、地方自治法の規定による監査請求を経
た後、損害賠償請求に係る民事訴訟の提起に
ついて検討したいと考えているところであり
ます。

次に、私の管理責任と今後の対応についま
して、私としましては、管理監督の立場にあ
り、指導的役割を担う元職員が、このような
事件を起こしたことに對し、市政の責任者と
して、また任命権者として、厳粛に受け止め
ているところであります。現時点においては、
事件の真相究明に向けて全力を傾注し、自ら
の責任については、事件全体の事実確認がで
きた段階で判断してまいりたいと考えており
ます。

次に、ホテルスエヒロの無償譲渡について
であります。市が建物を取得する以上、一
定の財政負担やリスクが想定されます。しか
しながら、現状のように大規模な施設が廢墟
同然の状態に放置され続けることを看過す
ることは、市として避けなければならないと考
えております。取得後の活用につきましては、
必ずしも市が解体を前提するものではなく、
民間事業者による利活用の可能性や官民連携
の枠組みなど、複数の選択肢を幅広く検討し
てまいります。その中で、財政負担の抑制と
実現可能性の両面を踏まえた方向性を見極め
てまいりたいと考えております。また、近隣
自治体でも、長期間利用されていなかった民
間施設をあえて有償で取得し、市として利活

用の道を探っている事例もあります。もし今
後、誰も手を加えず、年月だけが積み重なっ
ていくのであれば、その結果として生じる地
域経済の停滞や安全性・景観への悪影響など、
未来への責任は一体誰が負うべきでしょうか。
私は、ふるさと美唄の将来を決して諦めるこ
となく、地域再生に向けた必要な一歩を市と
して確実に踏み出してまいりたいと考えてお
ります。以上でございます。

●議長谷村知重君 永森議員。

●1番永森峰生議員 それでは中心市街地の
活性化について、再度質問いたします。

中心市街地の活性化に向けては、当該ホテ
ルにつきましては課題であるとは思っていま
したが、市民や議会との合意形成を取らずに、
一方的に進めることに問題があり、再開発と
いう大きなプロジェクトにつながるものであ
るなら、拙速して進めなくても、合意形成を
取ってからでも遅くないのではないかと考え
ます。市長の見解を伺います。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 永森議員の質問にお答えし
ます。

市民や市議会との合意形成についてであり
ますが、まずは長期間にわたり大規模な施設
が廢墟同然の状態に放置されている現状を看
過すべきでないとの多くの市民が感じられて
いるものと認識しております。一方で、市が
取得した場合には、将来的に解体費用を含む
一定の財政負担を担う可能性があることも当
初から想定されるリスクであります。しかし
ながら、こうしたリスクの整理だけに議論が
とどまってしまえば、問題はいつまでも前進
せず、結果として現状が長く放置されること

が懸念されます。私は、この停滞を解消するためにも、まずは市として無償譲渡を受け、主体的に課題解決のスタートラインに立つことが必要であると判断したところであります。また、市議会議員の皆様につきましては、市政運営の重要なパートナーであり、健全な議論、検証を通じて市民の負託に応えていく存在であると考えております。本件におきましても、取得後の活用の方向性について、市議会議員の皆様としっかり議論を重ね、ご意見やご提案をいただきながら、より良い判断につなげていくことが不可欠であると認識しております。その上で、将来「あの時、判断して良かった」と思えるような形を市議会議員の皆様とともに築き上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長谷村知重君 次に移ります。

11番川上美樹議員。

●11番川上美樹議員 令和7年第4回定例会におきまして、大綱3点につき市長並びに教育長にお伺いをいたします。

まず大綱の1点目は、今年度で終了する第4次定員適正化計画についてです。

この計画では、令和7年度末で全職員の数の目標として398名というような目標値が出ております。この5年間で取り組んでこられたと思いますけれども、これらについてはどうだったのか、課題があればその課題と次に向けてのお考えを市長にお伺いいたします。

次の大綱2点目、行財政運営について4点お伺いをいたします。

一つ目として、令和7年度の各事業の執行状況と一般会計、特別会計の見通しについて。

二つ目としては、令和8年度の予算及び施策

の編成について、特に今ほど同僚議員からもありましたけれども、スエヒロなどの中心市街地における大型施設の利活用を踏まえた考え方について。そして、市長公約の内容を踏まえた、新年度の考え方についてはどうか。

三つ目として、第7期総合計画の後期計画と、それから、まち・ひと・しごと総合戦略についてはどうか。

四つ目としては、ふるさと納税について、これらについて市長にお伺いをいたします。

大綱の3点目は教育行政について、教育長にお伺いをいたします。

一つ目は、4月にあった学力テストで、どんな取組をして、どのような結果だったのか。

二つ目は、非認知能力の向上に向けた取組を行っているということですが、これらについてどのような取組か、教育長にお伺いをいたします。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君(登壇) 川上議員の質問にお答えします。

第4次美唄市定員適正化計画についてであります。初めに、第4次美唄市定員適正化計画につきましては、将来的な人口減少や高齢化など、社会情勢の変化による市民サービスの在り方を見据え、職員の適正配置に努めるため、計画年度を令和3年度から令和7年度までの5年間とし、年度別・職種別に目標職員数を設定したものであります。実績としましては、令和3年度では目標職員数の403人に対し7人少ない396人、令和4年度では目標職員数404人に対し10人少ない394人、令和5年度では目標職員数404人に対し3人少ない401人、令和6年度では目標職員数401人に対し7人多い408

人、令和7年度では目標職員数398人に対し17人多い415人となっており、計画当初の令和3年度から令和5年度までの3年間は目標に対し、職員数が下回っていましたが、令和6年度以降は目標値を上回る結果となったところであります。目標値を上回る結果となった要因につきましては、新型コロナウイルス感染症防止へ向けた未曾有の取組における業務量の増加、地方公務員の定年年齢の段階的引上げに伴う役職定年制の導入による退職者の減少、救急体制の充実強化や救命率の向上のため、消防職員の定数の増員のほか、国の施策を見据え、必要とするデジタルトランスフォーメーションの推進など、将来に向けた組織の再編を進めてきたことなどが挙げられます。

次に、第5次美唄市定員適正化計画の考え方につきましては、現在、計画を策定中ですが、本年度中に策定される第7期美唄総合計画後期基本計画の策定状況を踏まえ、年度内にまとめることとしております。計画の策定に当たりましては、新しい時代の変化や様々な行政ニーズを見据え、迅速に対応できる職員の人材育成を進めるとともに、定年退職者や早期退職者の状況を加味しつつ、計画的な職員採用による組織の体制確保を行いながら、あわせて、各部署の事務事業量の増減の検証、急速に進むデジタル化への取組、新たな行政課題への対応などを踏まえた上で、総合的に必要となる職員数を判断し、市民の負託に応えるため、バランスの取れた適正な人員配置が行えるよう進めてまいります。

次に、令和7年度各事業の執行状況及び各会計の見通しについてであります。初めに、各事業の執行状況につきましては、歳入面で、

普通交付税の予算割れやふるさと納税の伸び悩みという厳しい課題がある中、市民生活に必要な事業は、基本的に先送りすることなく、着実に進めているところであります。主な事業の進捗状況について申し上げますと、地域コミュニティ分野では、地域福祉の拠点施設であります総合福祉センターの長寿命化に向けた大規模改修について、去る10月に外部改修工事が完了し、電気設備及び機械設備等の内部改修については、年内に工事を完了する見込みとなっております。また、市立美唄病院建替えに伴う外構整備工事につきましても、年内に工事を完了する見込みであり、順調に進行しているところであります。農商工連携分野では、令和4年度から取り組んでおります美唄産農産物輸出促進事業について、このほど、重要市場である台湾における大型販売ルートの確保に向けた具体的な協議を開始したところであり、輸出米の販路拡大に向けた新たな展開への確かな手応えを感じているところであります。都市基盤整備分野では、市立美唄病院周辺の道路整備として、年次計画で実施している沼貝線の整備をはじめ、各路線の改良舗装、路盤改良、側溝整備など、計画どおりに進捗しております。また、旧美唄工業高校跡地における公営住宅の建替え事業については、今定例会において基本設計の補正予算を計上し、令和9年度の工事着手に向け、必要な手続を着実に進めております。防災分野では、市民が自主的な判断により、早期の避難行動を開始できるよう、必要な情報を迅速かつ一斉に伝達するためのデジタル同報無線について、このほど伝播調査が終了し、アンテナ及びスピーカーを備えた子局の設置工

事に進む段階となっており、予定どおり今年度中に完成する見込みであります。以上申し上げましたとおり、令和7年度の事業執行については、現時点でほぼ計画どおりに進行しているところであり、引き続き各事業の進捗を厳しくチェックしながら、市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、各会計の見通しについてであります。一般会計において、令和7年度の歳入面では、普通交付税の予算割れが特に大きく影響し、厳しい見通しとなっております。この影響を受け、歳出面では、行財政改革の観点から、より一層の効率的な予算執行を図り、徹底した経費の抑制に努めているところであります。一方、懸念事項としまして、人事院勧告に基づく人件費の増加については、本年度の財政運営に一定の影響を及ぼすものと予想しておりますことから、今後の予算執行において、極めて慎重に対応していく必要があるものと認識しており、このことは特別会計において同様の認識であります。いずれにいたしましても、歳入の不安定な状況が続く中で、歳出の効率化と抑制をより一層進めることで、収支均衡の確保に最大限努めてまいりたいと考えております。

次に、令和8年度の予算及び施策等の編成に当たっての考え方についてであります。中心市街地における大型施設の利活用につきましては、西側地域の市民生活を支える商業施設やまちの賑わいづくり等、活性化の観点から重要な施設と認識しているところであります。このうち、ホテルスエヒロにつきましては、令和2年3月の休館以来、老朽化した大型施設が中心市街地に長期間放置されており、

まちなかの安全性の低下、景観の悪化、活性化機会の損失といった課題が生じている状況にあります。こうした状況を踏まえ、令和7年5月に所有者から土地・建物の無償譲渡の申し出があったことを契機としまして、市といたしましても、まちの再開発を視野に官民が連携した利活用等、様々な可能性について検討を開始したところです。今後において、市が取得する意義としましては、民間による売却が進まなかったことを鑑みますと、市場の動向のみでは解消が困難な案件であることに加え、市が所有することで官民連携による再開発の起点を確保でき、民間投資の誘発や将来的な税収確保、中心市街地の回復につながる可能性があると考えます。また、取得後、必ずしも市が解体を前提とするものではなく、民間による利活用や官民連携など複数の選択肢を比較検討する中で、財政負担の抑制と実現可能性の両面を踏まえた方向性を見極めていきたいと考えております。なお、令和8年度予算における関連経費の計上につきましては、現在、所有者との協議や必要な手続の整備を進めている段階でありますことから、現時点では考えていないところであります。

次に、公約の今後の進め方についてであります。令和8年度からの次期総合計画期間は、私が市民の皆様にお約束した政策を具体的な「形」にしていく実行の段階であると認識しております。令和8年度予算編成方針におきましては、これらの公約事業について「市長公約事業のロードマップ」に基づき、着実に推進していく方針を示したところであります。その実行に当たりましては、将来にわたり財

政を圧迫することのないよう、既存事業における「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」並びに「優先順位に基づいた段階的な実施」という考え方を基に、一つ一つの公約を着実に進めてまいりたいと考えております。

次に、前期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略についてであります。前期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進期間を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症や物価高騰といった市民生活と地域経済を守る対応に追われましたが、行財政運営におきましては、確かな成果も生まれております。財政面では、「ふるさと納税」が堅調に推移し、令和5年度に過去最高の約23億7,000万円のご寄附をいただきました。これにより、財政調整基金をはじめとする特定目的基金への積立てを行うことができ、将来の財政需要に備えるための「貯金」を確保できたことは、財政の安定化に向けた大きな成果と捉えております。一方で、政策面におきましては、コロナ禍による移動制限の影響を大きく受けました。特に、第2期創生総合戦略で期待していたインバウンド需要は一時消失し、観光入込客数などの目標達成には至りませんでした。しかしながら、こうした逆境の中にあっても、新たに展開した「シティプロモーション推進事業」は、市民意識に確かな変化をもたらしました。若者世代とともに作り上げた「Be Beautiful」という統一ブランドは、短期間で市民認知度が6割を超えるなど、市民の皆様が美唄に暮らすことへの誇り、いわゆる「シビックプライド」を再認識する大きなきっかけとなったと評価しております。

次に、現状における行財政運営の主な課題点といたしましては、第一に「歳入構造の脆弱性と経常経費の高止まり」です。人口減少に伴い、一般財源のベースとなる地方交付税の減少が見込まれる中、市税収入は横ばい傾向にあります。一方で、高齢化に伴う扶助費や、施設の維持管理費などの義務的経費は削減が難しく、結果として、新たな政策に投資するための財源確保が極めて困難な構造となっております。また、歳入における寄附金、いわゆるふるさと納税の依存度が高まっており、制度変更のリスクにさらされている点も課題であると認識しております。

第二に、「公共施設等の老朽化対策と更新費用の増大」です。本市は、かつての人口規模に合わせて整備された多くの公共施設を保有しており、特に公営住宅が施設全体の約4割を占めるという特殊な事情を抱えております。今後一斉に更新時期を迎えるインフラを現在の財政規模で全て維持することは不可能であり、施設の統廃合や長寿命化に係る合意形成と実行が待ったなしの課題となっております。

第三に、「行政運営のデジタル化の遅れと職員体制の持続可能性」です。職員数が減少傾向にある中で、多様化・複雑化する市民ニーズに対応するためには、従来のアナログな業務手法からの脱却が不可欠ですが、DXによる業務のプロセスの抜本的な見直しは未だ道半ばであると認識しております。

次に、新年度からスタートする第7期総合計画後期基本計画及び第3期創生総合戦略における行財政運営の今後の考え方については、次期総合計画におきましては、総合計画が掲げる都市像の実現に向け、これまでの延長線

上ではない「ゼロベースでの再構築」と「選択と集中」を基本方針として臨むこととしております。具体的には、令和8年度予算編成方針においてお示しした「5つの挑戦」、すなわち「安心して暮らせる地域社会」「にぎわいと活力」「次代を担う人材育成」「自然との共生・安全」「誰もが活躍できる社会」の実現に向け、限られた財源を戦略的に重点配分いたします。

そのための行財政運営の柱として、1点目は、「スクラップ・アンド・ビルドの徹底」に取り組みます。新規事業や市長公約事業の実施に当たっては、既存事務事業の徹底的な見直しを前提とします。事務事業評価を厳格に運用し、効果の薄い事業は廃止・縮小するなど、痛みを恐れず「やめる決断」を行い、未来への投資財源を生み出します。

2点目は、「DXによる行政運営の高度化」です。「未来に希望が持てるまちづくり」の基盤として、デジタル技術を活用した業務効率化を断行します。これにより、市民サービスの利便性を向上させるとともに、職員が市民の皆様との対話や政策立案など、本来注力すべき業務に向き合う体制を構築します。

3点目は、「公共施設マネジメントの実行」です。公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合や複合化を具体的に進めます。特に公営住宅については、将来負担を見据えた集約化を図り、持続可能な資産保有量への適正化を責任を持って推進します。第7期総合計画後期計画及び第3期創生総合戦略は、美唄市が人口減少社会の中にあっても、市民の皆様が「美唄に暮らす喜びと誇り」を感じられるまちであり続けられるための、極めて重要な羅針盤となります。厳しい財政状況を直視し

つつも、決して悲観することなく、デジタル技術や民間活力などの新たな力を取り入れながら、職員一丸となって「変革」に挑戦する行財政運営を進めてまいります。

次に、ふるさと納税の今年の現状についてですが、令和7年11月末現在の申込ベースでの寄附額は約5億2,500万円となっており、過去2か年の状況を申し上げますと、令和5年度は約15億2,500万円、令和6年度は約4億8,500万円となっております。私は、令和6年度の寄附額が大きく落ち込んだ状況を重要な課題と認識し、返礼品の在庫確保や露出維持といった短期的な回復を目指した対策を講じてまいりましたが、引き続き厳しい状況となっております。この要因は、令和6年度に顕在化し、現在も継続して影響を及ぼしている構造的な課題が克服できていないこととなります。

その課題は第一に、「基幹産品である米の供給体制の機能不全」であります。令和6年度の最大の要因は、主力産品であるお米を確保できなかったことに尽きると認識しております。この供給不全に対し、有効な対策を講じることができず、全国的な競争が激化する市場環境においては、結果として「ランキングや特集による露出の確保」という競争上の本質に対する対応が不十分となったものと認識しております。

第二に、「ターゲット層の購買行動の変化とリピーター育成の遅れ」です。特に、米を中心とする返礼品の価格が高騰した影響を受け、主要なターゲット層とされる年収300万円程度の寄附者が、購買行動を控える傾向が顕著となりました。事業の安定的な成長担う既存

の寄附者との関係性強化が課題であり、このリピーター率の低下傾向が事業の持続的な成長に向けたボトルネックとなっているという事実を重く見ております。

次に、中長期的な事業戦略の考え方についてですが、公約でもある「寄附額40億円の達成」を目標として掲げ、三つの柱で取組を強化してまいります。

1点目は、「外部連携の抜本的な見直し」です。現在、中間事業者の選定のため、寄附者の満足度向上や、専門的な知識を活用したプロモーション、返礼品の掘り起こし等による寄附金の増加並びに市の魅力発信を図ることを目的とした公募型プロポーザルを実施中であり、この厳格な選定を通じ、実利益率の向上と事業の抜本的な改善を図ります。

2点目は、「戦略的な供給体制の構築と露出強化」です。目標達成に向け、主力である米では、抜本的な数量確保を目指し、生産者や農協との連携を強化いたします。また、デジタル広告を活用した露出強化を実行してまいります。

3点目は、「リピーター育成と持続可能な事業運営」です。リピーター率の低下を反転させるため、新たな業務委託では関係性強化策の実行を必須とし、安定的な寄附の確保を目指します。ふるさと納税は、過度な依存を避けるべきであるものの、市の貴重な歳入基盤としてその重要性を深く認識していることから、全庁的な取組として、事業の立て直しと目標達成に向けた「変革」に全力を尽くし、その結果をもって第7期総合計画後期基本計画及び第3期創生総合戦略の実現を力強く後押ししてまいります。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君(登壇) 川上議員の質問にお答えします。

令和7年度全国学力・学習状況調査についてですが、取組内容につきましては、各学校において、読書活動を通じて全ての教科・学力の土台となる読解力を高める取組を進めるとともに、校内研修の活性化を図り、ICT機器を効果的に活用した授業や話し合いを通して学びを深める指導、AIドリルを活用した、その子に合った学びなどに取り組んでまいりました。また、教育委員会といたしましても、学力の土台作りや子どもたちが主体的に学習に取り組む質の高い授業づくりのサポートに努めてまいりました。令和7年度全国学力・学習状況調査の本市の教科に関する結果につきましては、小学校では、国語、算数、理科の正答率は、算数は全国と同様で、国語と理科は全国を上回っており、その要因として、朝読書活動を徹底することで、全教科全国を上回るという成果を上げている学校もあります。また、中学校では、数学は全国を下回っておりますが、国語は全国と同様で、理科については、全国を上回っております。これらの結果は、各学校、教職員の日頃の学校教育活動の積み重ねが実を結んできた結果と考えております。

次に、非認知能力の向上に向けた取組についてですが、非認知能力とは、人として生きていく上で大事な「心の力」や「態度」のことで、例えば物事をやり抜く力、意欲、粘り強さ、自制心、コミュニケーション能力、仲間と協力する力などを指し、社会での成功に重要な影響を持つと言われております。非認

知能力を育成するための学校教育活動の具体例としましては、農業科などの体験学習や探求的な学習のほか、グループ活動や話し合い活動、コーディネーショントレーニングなど多岐に渡っております。自ら学び続ける力や他者と協力して物事を成し遂げる力、創造する力などの非認知能力は、子どもたちが、これからの予測困難な時代を生き抜くための基盤となるものであるとともに、学力を支える土台として重要なものであると考えております。教育委員会といたしましては、引き続き、様々な教育活動を通じて、子どもたちの非認知能力、生きる力を育み、成長を支えてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長谷村知重君 川上議員。

●11番川上美樹議員 再度、質問をさせていただきます。

一通り大変な広範囲にわたりましてご答弁をいただきましたことありがとうございます。

質問ですけれども、まず大綱1点目の定員適正化計画についてなんですけれども、目標値からは、例えば多少の増減が年によってあったということだと思えるのですけれども、これは世の中の状況が変化しておりますから、その都度、市民のために対応していただいた結果だというふうに捉えております。私は本市の職員一人一人の皆様の日々の仕事が美唄市民の幸福だとか、笑顔を作ってくれていると思っておりますので、例えば、定員適正化計画に代わりまして、若手の育成のために定年後も残りたいと思っただけのような環境づくり、それから職員一人一人の適性を把握した適材適所とか、あるいは専門職だけの職

場には、例えば事務職の職員も置く配慮だとか、それから業務の効率化だけではなくて、事業の縮小、それから削減、それから民間の活用、こういったものを検討して、単に定員の目標だけではなく、若手も中堅も、またその後も美唄市役所で働き続けたいと思っただけのような更なる取組、これを行っていただきたいと思いますが、これについて市長のお考えを伺います。

それともう1点市長に伺います。大綱2点目の令和8年度の予算及び執行施策の編成に当たっての考え方についてということで、特に中心市街地全体の再生方針と、それからスエヒロ、コアビバイの関係について、これも一度、同僚議員からもあったんですけども、再度お伺いをいたします。

市長におかれましては、就任から2年半経ちまして、このまちの中核となる場所での大型施設の利活用についての課題を解決するために、職員の皆さんと懸命に望んでいると私は思っております。同僚議員からも質問がありましたし、今後補正予算の委員会でも説明を伺いたいと思っておりますけれども、スエヒロ、コアビバイを民間でやっていたんで、民間で処理してもらえないのではないかとこの考えの市民もいらっしゃると思いますが、その処理をずっと待ち続けなければならない場合もあるのではないかなと思います。中心市街地という場所のこともありますし、民間ではあるんですけども、公共性が高いといえますか、そういった観点からいくと市の関与なくこのままで良いとはならないと思います。美富良線沿いの東6条付近に冷凍食品を扱う工場跡があるのは皆様ご存じでしょうか。こ

れ40年以上経過をいたしまして、残念ながらそのままになって、ぼろぼろになっていますが、鉄骨なんでしょうか、すごく頑丈なので崩れません。旧冷凍食品工場の少し北側のほうに行くと、もう一つ工場跡がそのまま残っておりまして、建物も恐らく頑丈なんだと思います。上のほうは少し崩れましたけれども、下はがっちりそのまま残っていて、本当にぼろぼろな状態になっております。その状態が今スエヒロと、それからコアビバイのところに将来的にそうなるかというのと、そうではないのかと思います。別に場所の差別をしているわけではないのですけれども、やはりそうはいかないのではないかと思います。例えば、これは少し別になるかもしれませんが、立地適正化計画においては、目標ではありますけれども、2040年には市役所、市民会館、図書館、子育て支援センターを一つの場所にするという計画が考えられております。これと直接つながるかは分かりませんが、できることなら今後も民間の活用が一番いいとは思いますが、それを今度促すためにはどうしたらいいのかということで、やはり市の関与というものは必要になってくると思いますので、これらを統合的に、多角的に考えて、市として取り組んでいかなければならないと私は思いますが、これについて市長に再度お伺いをいたします。

それでは、教育行政について再度お伺いをいたします。

学力テストで全国平均を上回る結果になったということは、これは先生方の諦めない心、それから日々のご努力の賜物だと感じます。学力向上プロジェクト、それからICT機器

環境の整備、それからAIドリルを駆使したこと、それから集中力を養うための朝読書というのを続けた、こういったことは功を奏したものだと思いますし、議会としても学校にエアコンを付けさせていただきましたので、非常に本市の教育環境がハード、ソフトともに充実していますということが、私は是非皆様に伝えたいことだと思っております。再質させていたいただきたいところは、非認知能力の向上についてなんですけれども、いわゆるテストの成績、学力テストの成果を上げたとありましたけれども、これの基になる非認知能力、言葉では難しいんですけれども、感情のコントロールだとか、自己肯定感、協調性、粘り強さ、そういった数値化しにくい能力の向上について取組を行っていただいている。これが結果として、数値化される学力の向上につながったのかなと思っています。学力だけでなく、社会人になってからも、どう人生を生き抜いていくのかとか、どう問題を解決したらいいのか、生きる上で役に立つ能力を高めておく、非認知能力を高めておくということは意義があると思います。将来は美唄市内で働くということのほかにも、美唄から全国、美唄から世界で活躍できるような人材が育てていただきたいと思います。非認知能力の向上について、今後も取り組んでいただきたいと思います。強く希望いたしますが、このことについて再度、教育長のお考えを伺います。

●議長谷村知重君 市長。

●市長桜井恒君 川上議員の質問にお答えします。

職員が活躍できる組織づくりについてであります。人口減少や少子高齢化、昨今の物

価値高騰による経済情勢の著しい変化などから、民間を含め、深刻な人材不足にあり、本市においても将来に向けた組織マネジメントの在り方に苦慮しているところであります。しかしながら、持続可能なまちづくりに向け、市民サービスの提供は立ち止まることなく継続していく必要があります。こうした中、適正な定員管理を進めるに当たっては、人員という数値だけでは表せない部分があるものと考えているところから、組織・職員配置ヒアリングによる職場環境の現状や、事務事業における質や量などの検証のほか、人事評価、勤務状況に関する調査などによる職員の健康状態、業務の適性や希望などの把握、研修計画に基づく研修や交流・派遣による職員個々のレベルアップや資質向上などに努めているところであります。また、有給休暇の積極的消化の促進、産前産後休暇・育児休業の取得しやすい環境の整備など、職員が働きやすい休暇制度の見直しのほか、女性の登用、兼業の取組によるやる気アップ、民間知見の活用など、あらゆることに取り組み、職員一人一人が生き生きとやる気に満ちあふれ、活躍できる組織づくりに努め、働いてみたいと思える職場づくり、働きたいと思える市役所づくりに向けて邁進してまいりたいと考えております。

次に、中心市街地全体の再生方針とその整合性についてであります。コアビバイとホテルスエヒロの関係につきましては、本市の中心市街地の再生においては、単一の施設ではなく、コアビバイ、ホテルスエヒロ、駅前エリアなどの主要な拠点を一体的に捉え、その相乗効果を最大限に引き出すことが、将来

の美唄を見据え、極めて重要であると認識しております。コアビバイにつきましては、中心市街地の核となる機能を維持し、空洞化を回避するため、少なくとも令和8年度までは支援を継続する方針であります。この支援策は、単に施設の延命を目的とするものではなく、民間活力を積極的に取り入れるための暫定的な橋渡しとして、官民連携による再生を促進するための重要な第一歩と捉えております。ホテルスエヒロについては、所有者からの無償譲渡の申し出を受け、現在、取得に向けた協議と必要な手続の確認を進めているところであります。現段階の検討においては、中心市街地の再生を加速させるため、コアビバイとホテルスエヒロの利活用を有機的に連携させ、回遊性や機能の補完といった相乗効果を生み出すことが重要な視点となるものと考えており、施設の利活用に関して、地域活性化に資する具体的な連携方針をどう確立するかにつきましては、有識者の意見も踏まえながら、「美唄市中心市街地活性化基本計画」の策定作業の中で、最重要課題として引き続き検討してまいります。以上でございます。

●議長谷村知重君 教育長。

●教育長石塚信彦君 川上議員の質問にお答えします。

学力と非認知能力の向上についてですが、各学校は、一人一人の子どもの成長を大切にし、目先の点数にとらわれることなく、学力の土台となる読解力を高める読書活動や非認知能力の向上を図る体験学習などを大切にしながら教育活動を積み重ねてきております。教育委員会といたしましては、子どもたちが主体的に学習に取り組むことができる質

の高い授業づくりをサポートしてまいります。
引き続き、農業科など、市民の皆様のご理解
とご協力をいただきながら、地域に根ざした
教育活動を進めてまいります。以上でござい
ます。

●議長谷村知重君 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会した
いと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認め、そのように決定いたし
ました。

本日は、これをもって延会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時14分 延会

